附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第九号

債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（平成十一年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第１条関係）　（第１面） 年　月　日 法務大臣　殿 郵便番号　－ 申請者　住　所 電話番号（　）　－ 商　号 代表者の氏名　印 許可申請書 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の規定により，債権管理回収業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。 注　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。	別紙様式第１号（第１条関係）　（第１面） 年　月　日 法務大臣　殿 郵便番号　－ 申請者　住　所 電話番号（　）　－ 商　号 代表者の氏名　印 許可申請書 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の規定により，債権管理回収業の許可を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は，事実に相違ありません。 注　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。
（第１５面） 在職した学部，専攻科又は大学院における申請者の職務内容（担当した授業科目の名称，内容等）　□　別紙記載のとおり 付記事項（申請者の研究業績等）　□　別紙記載のとおり □以下別紙記載のとおり 上記の在職期間の通算期間　年　月 注１　弁護士法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定の適用を受けるためには，平成１６年４月１日前に同法による改正前の弁護士法第６条第１項第２号に規定する職に在職し，かつ，同日から平成２０年３月３１日までの間にその在職期間が通算して５年に達したことが必要である。 注２　用紙の大きさは，日本産業規格Ａ列４番とすること。	（第１５面） 在職した学部，専攻科又は大学院における申請者の職務内容（担当した授業科目の名称，内容等）　□　別紙記載のとおり 付記事項（申請者の研究業績等）　□　別紙記載のとおり □以下別紙記載のとおり 上記の在職期間の通算期間　年　月 注１　弁護士法の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定の適用を受けるためには，平成１６年４月１日前に同法による改正前の弁護士法第６条第１項第２号に規定する職に在職し，かつ，同日から平成２０年３月３１日までの間にその在職期間が通算して５年に達したことが必要である。 注２　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とすること。